

泉南市留守家庭児童会実施要綱

(目的)

第1条 泉南市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業として、地域の実情を踏まえ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後、衛生及び安全が確保された専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、将来のわが国を担う子どもたちの健全育成、自立支援及び子育て支援を図ることを目的とする。

(開設及び定員)

第2条 開設する児童会の名称及び定員は、別表第1のとおりとする。

(運営)

第3条 この事業の運営は、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(指導方針)

第4条 児童の個性を十分に把握し、個別的又は集団的方法により次のとおり指導する。

- (1) 家庭及び社会において、生活を営む上で必要な基礎的知識及び社会的習慣の習得を図る。
- (2) 健全な倫理観と自主自立、互助協力精神を養い、将来に向けた望ましい友人関係の構築を図る。
- (3) 情操豊かな家庭的雰囲気の中で、豊かな人間性の形成を図る。

(実施基準)

第5条 第1条の目的を達成するために小学校区に児童会を開設する。また、開設に当たっては原則として次の要件を基準とする。

- (1) 対象児童が比較的多く、おおむね10名以上の入会が見込める校区で、保護者及び地域の協力が得られる校区
- (2) 実際の運営が可能となる適当な余裕教室等又は学校に近接する施設が存在する校区

(開設期間)

第6条 開設期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(開所日及び閉所日)

第7条 月曜日から土曜日まで開所する。また、閉所日については、別表第2のとおりとする。

(開所時間及び延長保育時間)

第8条 開所時間は、授業終了後から午後5時までとする。ただし、学校休業期間中及び時間を変更して開所する日については、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の開所時間とは別に、保護者が児童を迎える下で延長保育会費を負担することにより、延長保育を実施することができる。ただし、延長保育時間については別表第3の2のとおりとする。

(入会基準)

第9条 児童会に入会できる児童は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校に在籍している者

(3) 児童の保護者及び同居の親族、その他の者が、労働等により昼間家庭にいないことが常態となっており、1か月間のうち15日以上適切な保育ができず、かつ、その状態が3か月以上継続している者、又は長期休業期間（春、夏、冬休み）月のみの利用にあつては、その状態が当該期間に1か月以上継続している者

2 前項の規定にかかわらず、入会することに相当の理由があると教育委員会が認める者は、児童会に入会することができる。

（定員超過及び児童会未設置校区の取扱い）

第10条 児童会定員超過のため入会の決定ができない児童及び児童会未設置校区の児童は、保護者が児童送迎等の安全確保ができる場合に限り、定員の満たない他の児童会に入会することができる。

（入会の申込）

第11条 児童会に入会しようとする児童の保護者は、泉南市留守家庭児童会入会申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて入会を希望する前月の1日までに教育委員会に提出するものとする。なお、4月入会の申込期限については、教育委員会が別途定めるものとする。

2 第8条第2項に規定する延長保育を希望する保護者は、前項に掲げる書類とともに泉南市留守家庭児童会延長保育申請書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

（入会の決定）

第12条 入会の決定については、家族等の状況や児童の保育に欠ける度合い及び緊急性等を考慮の上、入会月の前月15日までに決定し、泉南市留守家庭児童会入会決定・延長保育決定（変更）通知書（様式第3号）及び泉南市留守家庭児童会納入通知書（様式第4号）、泉南市留守家庭児童会利用待機通知書（様式第5号）又は泉南市留守家庭児童会入会却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。なお、4月入会の決定日については、教育委員会が別途定めるものとする。また、入会にあたっては、別表第4により算出した指数により、点数の高い者から順次入会を許可するものとする。

（入会の却下等）

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入会を却下し、若しくは入会を取り消し、又は出席を停止することができる。

(1) 第9条に規定する入会基準に該当しなくなったとき。

(2) 保護者が会費を1月以上滞納したとき。

(3) 保護者が費用を滞納したとき。

(4) その他留守家庭児童会の管理運営上支障があると教育委員会が認めるとき。

（延長保育の変更）

第14条 入会の決定後延長保育を希望するとき、既に承認されている延長保育について期間若しくは保育時間を変更しようとするとき、又は辞退をしようとするときは、利用開始又は変更する月の前月25日までに泉南市留守家庭児童会延長保育申請書（様式第2号）又は泉南市留守家庭児童会変更申請書（様式第7号）を教育委員会に提出するものとする。

（延長保育の承認）

第15条 教育委員会は、前条の泉南市留守家庭児童会延長保育申請書（様式第2号）又は泉南市留守家庭児童会変更申請書（様式第7号）の提出があったときは、速やかに実態等を調査の上、泉南市留守家庭児童会入会決定・延長保育決定（変更）通知書（様式第3号）及び泉南市留守家庭児童会納入通知書

(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(入会の辞退)

第16条 保護者は、入会の申込後又は入会の決定後に入会を辞退するときは、入会日の5開庁日前までに泉南市留守家庭児童会辞退届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

(退会手続)

第17条 児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会をする日の5開庁日前までに泉南市留守家庭児童会退会届(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 児童が入会基準に該当しないこととなったとき。
- (2) 児童を退会させようとするとき。

(放課後児童支援員の配置)

第18条 児童会の管理運営及び入会児童の指導育成を図るため放課後児童支援員を配置する。

(運営委員の委嘱)

第19条 児童会と当該小学校の円滑な連携を図るため、各小学校内に運営委員を置く。なお、学校内の運営委員については、当該小学校教職員の中から学校長の推薦を得て、教育委員会がこれを委嘱する。

(費用の負担)

第20条 保護者が負担する会費及び費用については、次のとおりとする。また、その額については、別表第5に定めるところによる。

- (1) 児童会費
- (2) 延長保育会費
- (3) 傷害保険掛金

2 既納の会費及び費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会費の減免)

第21条 市長は、次の各号に該当する者のうち、必要があると認める者に対し、前条の会費を減額し、又は免除することができる。ただし、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 同一の保護者で2人以上の児童が入会している場合、2人目以降の児童については、会費の半額を減額するものとする。
- (2) 月の16日以後に入会したとき、又は月の15日以前に退会したときは、その月の会費を半額とする。
- (3) 市・府民税が均等割のみ課税世帯については、会費の半額を免除するものとする。
- (4) 市・府民税の非課税世帯(特定世帯を除く。)については、会費の8割を免除するものとする。
- (5) 市・府民税の非課税世帯(特定世帯)については、会費の全額を免除するものとする。
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯については、会費の全額を免除するものとする。
- (7) 入会児童が疾病又は負傷のため月の初日から月末まで全て休んだ場合、医師の診断書の提出より会費の半額を免除するものとする。
- (8) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、会費の減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の第3号から第7号までの各号により減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書（様式第10号）を教育委員会に提出して承認を得なければならない。
- 3 教育委員会は、減免申請が提出された場合、速やかに審査の上、承認又は却下の判断をし、泉南市留守家庭児童会会費減免承認書（様式第11号）又は泉南市留守家庭児童会会費減免申請却下通知書（様式第12号）により通知しなければならない。
- 4 減免は、承認後、申請の翌月分より実施するものとする。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、児童会の運営その他必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

2 改正後の様式第8号は、令和5年度入会に係る入会の申込後又は入会の決定後の入会辞退の届出から適用し、令和4年度入会に係る入会の申込後又は入会の決定後の入会辞退の届出については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の泉南市留守家庭児童会実施要綱に基づき使用されている様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の泉南市留守家庭児童会実施要綱に基づき使用されている様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の泉南市留守家庭児童会実施要綱に基づき使用されている様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

附 則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の泉南市留守家庭児童会実施要綱に基づき使用されている様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

別表第1（第2条関係）

名 称	定 員
樽井第一留守家庭児童会	60人

樽井第二留守家庭児童会	35人
信達第一留守家庭児童会	50人
信達第二留守家庭児童会	35人
砂川留守家庭児童会	50人
新家留守家庭児童会	40人
一丘留守家庭児童会	40人
西信達留守家庭児童会	40人
新家東留守家庭児童会	40人
雄信留守家庭児童会	40人
鳴滝留守家庭児童会	40人

別表第2（第7条関係）

閉所日	
①	日曜日及び国民の祝日
②	年末・年始（12月29日から翌年1月3日まで）
③	気象警報の発表や災害及び事件事故の発生等で、小学校が休校又は一斉下校となる日
④	学校休業期間に気象警報の発表や災害及び事件事故の発生等があり、教育委員会で閉所と決定する日
⑤	その他、教育委員会で特に定める日

備考 感染症等が流行し学級閉鎖又は学年閉鎖となるときは、対象となる学級又は学年の児童は自宅待機とする。

別表第3（第8条関係）

学校休業期間中及び時間を変更して開所する日の開所時間		
①	春季・夏季・冬季の学校休業期間 （春休み・夏休み・冬休み） （運動会等による学校振替休日）	午前9時から午後5時まで
②	その他、教育委員会が特に定める日	時間を変更して開所する

別表第3の2（第8条第2項関係）

延長保育時間		
①	通常授業日	午後5時から午後7時まで
②	土曜日・春季・夏季・冬季の学校休業期間 （春休み・夏休み・冬休み） （運動会等による学校振替休日）	午前8時から午前9時まで及び 午後5時から午後7時まで

別表第4（第12条関係）

泉南市留守家庭児童会入会選考基準表				
留守家庭児童会の入会選考は、本表に基づき行う。 選考に当たっては、「入会選考基準表」の「保護者に関する基本表」、「調整指数表」と「優先項目加点表」の点数を合算し、その合計点が高い者から入会を決定する。				
保護者（※1）に関する基本表				
条件（※2）			点数	備考
就労	月間 20 日以上	1 日 8 時間以上	100	
		1 日 6 時間以上 8 時間未満	90	
		1 日 4 時間以上 6 時間未満	80	
	月間 15 日以上 20 日未満	1 日 8 時間以上	80	
		1 日 6 時間以上 8 時間未満	70	
		1 日 4 時間以上 6 時間未満	60	
就労内定	月間 20 日以上	1 日 8 時間以上	90	
		1 日 6 時間以上 8 時間未満	80	
		1 日 4 時間以上 6 時間未満	70	
	月間 15 日以上 20 日未満	1 日 8 時間以上	70	
		1 日 6 時間以上 8 時間未満	60	
		1 日 4 時間以上 6 時間未満	50	
求職活動	生計中心者が申込時点から過去 3 か月以内に失業したことによる求職活動	50	入会日より 3 か月以内に在職 証明書が必要	
	生活保護世帯	40		
	上記以外 （就労日数が基準に満たず、入会後日数を 増やす場合も含む）	10		
就学	時間によって就労-20 とみなす	40～80		
家族の看護、介 護	同居	80	診断書（3 か月以内に発行され たもの） 又は障害者手帳の写しが必要	
	別居	60		
疾病	常時臥床、入院（1 か月以上）	100	診断書（3 か月以内に発行され たもの）が必要	
	診断書等	60		
障害等	身体障害者手帳 1～2 級	100		
	精神障害者保健福祉手帳 1 級			
	療育手帳 A 級			
	身体障害者手帳 3 級	80		
	精神障害者保健福祉手帳 2 級			
	療育手帳 B1 級			
	身体障害者手帳 4～6 級	60		
	精神障害者保健福祉手帳 3 級			
	療育手帳 B2 級			
災害	震災・風水害・火災その他の災害により自 宅や近隣の復旧にあたっている場合	100		
(備考)				

1. 父母それぞれの基本点を合算する。			
2. 入会選考時点において育休中の場合、労働契約上の本来の就労時間帯により判断する。			
3. 父母がいない場合はその他の保護者とする。			
4. 就労時間数はすべて休憩時間を含むものとする。			
5. 夜間に午前0時をはさんで、7時間以上就労している場合は日中に準ずる。			
調整指数表			
条件		点数	備考
主たる保育者の勤続年数が1年以上の場合		5	
書類不備の場合		-5	
18歳以上65歳未満の同居親族が求職活動中の場合		-9	
3学年以上の児童の保護者で居宅内就労の自営協力者又は内職の者がいる場合		-10	
優先項目加点表			
条件		点数	備考
学 年	1 学年	100	
	2 学年	80	
	3 学年	60	
	4 学年	40	
	5 学年	20	
	6 学年	0	
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		最優先	
ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく配慮）		100	
生活保護世帯又は生計維持者の失業（3学年以下の児童に限る。） （就労促進による自立支援）		90	
父又は母が、精神又は身体に重度の障害（※）を有しており、かつ他に当該児童を保育する者がいない場合（※重度の障害とは、身体障害者手帳1、2級・精神保健福祉手帳1、2級・療育手帳A）		80	
申込児童が障害を有する場合 （※加配放課後児童支援員が確保できる場合に限る）		※70	
その他優先利用が必要と市長が認める場合		※状況により別途判断	
同一指数の場合の優先順位			
1	学年の低い児童		
2	両親不在家庭又はひとり親世帯		
3	（途中入会の場合）申込受付が早い児童		
4	就労していない同居の親族がいない児童		
5	保育を必要とする時間が長い世帯（通勤時間を含む）		
6	前年度留守家庭児童会費の納付状況		
※1 保護者とは別紙入会申込書の保護者名等記載の方及びその配偶者等のことです。 上記以外の同居者については在職証明書等の提出は必要ですが、加算対象にはなりません。（求職活動中を除く）			
※2 2つ以上の条件を掛け持ちしている場合は、就労日数及び就労時間を合計した点数（最高100点）を加算します。			
※ 樽井第一・樽井第二児童会及び信達第一・信達第二児童会については点数が高い者から定員数を抽出し、その中で兄弟姉妹は基本的に同じ児童会に入会する。			

別表第5（第20条関係）

会 費 及 び 費 用						
(1)	児童会費		①	月～金（授業終了後～17：00）		月額 6，000円
			②	月～土 月～金（授業終了後～17：00） 土（09：00～17：00）		月額 6，500円
(2)	延長保育会費	1時間	③	月～金（17：00～18：00）		月額 2，500円
			④	月～土（17：00～18：00）		月額 3，000円
		2時間	⑤	月～金（17：00～19：00）		月額 4，000円
			⑥	月～土（17：00～19：00）		月額 4，500円
		朝延長	⑦	08：00 ～09：00	土曜日	月額 500円
			⑧	08：00 ～09：00	・春休み（4月 平日） ・夏休み（7月 平日） ・冬休み（12月～1月 平日） ・春休み（3月 平日）	月額 各500円
			⑨		・夏休み（8月 平日）	月額 2，000円
(3)	傷害保険掛金					年額 800円